

第5回湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会 議事録要旨

1. 日時 令和8年1月21日 15:30～17:30
2. 会場 湖南省共同福祉施設 2階大ホール
3. 出席者
[委員] 佐藤会長、青柳副会長、田中健一委員、中島委員、八杉委員、藤支委員、
園部委員、田中秀明委員、大濱委員、
[オブザーバー] 滋賀県文化財保護課 北村参事、園田万佑香技師
[事務局] 谷口課長、堤課長補佐、滝主査、守武主任技師
[業務受注者] 株式会社イビソク関西支店
4. 欠席者
[委員] 佐々木委員、谷口委員
5. 傍聴者
なし
6. 次第
 - 1 湖南省文化財保存活用地域計画素案 序章～第6章 修正
 - 2 湖南省文化財保存活用地域計画素案 第7章、第8章

7. 議事要旨

◆1 湖南省文化財保存活用地域計画素案 序章～第6章 修正について

A委員：追加資料に案1～3とあるが、事務局案はどれか。

事務局：事務局としては、「湖南省らしさ」は案1、「湖南省らしさの説明」は案2でどうかと考えている。

A委員：案3は候補として検討しないのか。

事務局：事務局としての案を3つ挙げたため、これらの案を踏まえて委員の皆様からご意見を伺いたいと思っている。現状地域計画で歴史文化の特性を4つ挙げているが、それらをまとめたうえで、湖南省らしさとは何かを説明する文章を計画に追加したいと考えている。

B委員：「湖南省らしさ」とは、地域計画の中で保存・活用していくべき対象が何かを決める枠組みをさらに凝縮したものだと思う。今回の会議で、「湖南省らしさ」と「湖南省らしさの説明」について、それぞれ3案のうちから一つを決めるということか。

事務局：決められるようであれば良いと考えている。

B委員：「湖南省らしさの説明」を決めてから「湖南省らしさ」を決めるという流れか。

事務局：「湖南省らしさ」の説明は4つの歴史文化の特性をまとめたものになるため、そのような流れが良い。

- B委員：「「湖南省らしさ」の説明」から考えることになるが、ご意見等いかがか。
- C委員：「「湖南省らしさ」の説明」の案2に「多様な人」や「文化の交流」とあるが、具体的に何を指しているのか。計画全体で統一してどのような意味を指すのか、分かるようになれば良いと思う。
- B委員：「人や文化の交流が多様であった」という理解で良いのか。
- 事務局：東海道は街道であるため、松尾芭蕉等の文人墨客が石部宿を訪れた。また、文楽の舞台にもなり、石部宿に劇場があったとも言われている。そのように人が訪れたことによる交流によって文化が育まれたと考えている。
- B委員：色々な要素を含めている文言が良いと思う。「人や文化の様々な交流」という表現の方が良いのではないか。
- D委員：人や文化が交流することによって、それが生まれてくるという文言にした方が良い。
- B委員：歴史文化の特性は大きな枠組みで捉えるということでこれまで議論してきた。そのため、「湖南省らしさ」の説明は案2をもとに議論を進めたいと思う。文言等についてはいかがか。
- E委員：案2で良いと思うが、湖南省ではまつりが重要なのか。継承された歴史文化と地域の絆が並列されているが、「まつりを中心に地域の絆を強めている」とあるため、まつりを重要視しているように感じる。また、案の中で「まつり」が漢字や平仮名で書かれているが、使い分けに意図があるのか。
- 事務局：湖南省では各地域で「まつり」を大切にしている。例えば長壽寺の鬼走りは地域で守っている。
- B委員：前回の協議会で「地域をどうとらえるか」について議論し、「まつりが地域をつなぐ」ということで「まつり」を軸にした方が良いということになった。そのため、「湖南省らしさ」の説明の全ての案に「まつり」が入っているのだろう。ただ、「まつり」を中心とした書き方になっているため、違和感を覚えるのだと思う。案1に「これが信仰や祭を育み、」という文言があるため、案2の2行目からを「信仰を背景として歴史文化が継承され、そこから育まれたまつりが地域の絆を深めています。」としてはどうか。
- E委員：案2にある「交流により、自然や信仰を背景として」という文言について、交流と自然と信仰が並列になっているようで違和感を覚える。この書き方では自然や信仰はあくまで背景で、歴史文化の継承の最大のきっかけは交流という意味に捉えられてしまう。
- B委員：「により」を削除し、「人や文化の様々な交流、自然や信仰を背景として歴史文化が継承され」とした方が良いということか。
- E委員：「により」は英語で「by」となり、背景は「by」以降にあるということになる。その関係性を踏まえて意図的に文章を作成しているのか気になる。文言をうまく組み合わせると読みやすい文章にすれば良い。

- B委員：人と文化の様々な交流は背景の一つである。そのため、「人・文化の様々な交流と自然・信仰を背景として歴史文化が継承され、そこから育まれたまつりが地域の絆を強めています。」としてはどうか。
- E委員：「交流」をキーワードにしていると考えている。「湖南省らしさ」の案1では「交流と文化の拠点」とし、案2では「歴史豊かな町」としているが、どちらの案からも、街道を通しての人の交流が湖南省らしさの最重要ポイントだと感じられる。
- B委員：これまでの協議会での議論で、古代と近世両方の東海道での交流を歴史文化の特性の一つとすることになった。「湖南省らしさ」の説明では案1、案2のどちらが良いと思うか。
- E委員：B委員の修正案を案2に反映したもので良いと思う。
- B委員：「湖南省らしさ」の説明は案2で進める。「湖南省らしさ」の事務局案は案1だが、ご意見等いかがか。
- D委員：地域計画にある4つの歴史文化の特性を踏まえると、案1に①の自然、②の街道の要素はあるが、③④の信仰等の要素がない。③④の要素が案1に入ると良いと思う。ただ、どのように入れるかは難しい。
- B委員：③④の要素は「文化」に含まれると思うが、文言として入れた方が良いということか。
- D委員：せっかく歴史文化の特性で信仰等の要素を挙げているため、案1に文言として入っていると良いと思う。
- 事務局：「湖南省らしさ」の説明の案2を踏まえて「湖南省らしさ」を検討したい。
- B委員：「湖南省らしさ」は案1、「湖南省らしさ」の説明は案2をもとに事務局で検討いただき、メール等で委員にご意見を伺ってほしい。
- 事務局：承知した。

◆2 湖南省文化財保存活用地域計画素案 第7章、第8章について

B委員：第5章で文化財を守る方向性を示し、第6章でその方向性に関する課題を挙げ、それらを踏まえて、第7章で具体的な措置を記載することになる。第7章では具体的な行動が求められるため、全くできないことを記載してはいけない。また、細かい事業を記載すると、漏れが発生する可能性がある。さらに、地域計画に記載していればできたことがあると、後に後悔するようなこともあるかもしれない。そのようなことを念頭に置いて議論いただきたい。まず「基本方針1 文化財をみんなで知る」についてはご意見等いかがか。

ところで、来年度は教育委員会に戻るとのことだが、地域計画の執行にあたって事務的な権限はどうなるのか。もともと首長部局に移動したのは、他の行政計画との円滑な執行が前提だったと思うが、いかがか。

事務局：首長部局に移動したことにより、観光分野や地域の活動に関する部局との連携の道

筋ができたため、教育委員会に戻っても以前より連携強化しやすいと思う。

B委員：教育委員会では文化財保護に重点が置かれると思うため、事業を円滑に進められるような体制を次年度以降も保持してほしい。

F委員：教育委員会から商工観光労政課に移る際の理由について、議会で学芸員等が拠って立つ機関がないため移るという説明があった。歴史民俗資料館があるのに、学芸員等が拠って立つ機関がないという説明をされて、議員も納得したということについて不思議に思う。基本方針1の③の措置番号10に「調査・研究拠点としての機能を整えます。」とあるが、博物館には調査・研究・展示・収集の4つの機能があるため、その機能を明記した方が良いのではないか。そのように記載してあれば、学芸員等が拠って立つ機関がないという言われ方はされないのではないか。

B委員：教育委員会から首長部局に移動したのは、行政的な様々な理由と、文化財の保存・活用を一連のものとして進めるための方策だと思う。前回・前々回の協議会でも歴史民俗資料館を拠点にすべきという議論になり、p. 49の基本方針1の③の最後に「歴史民俗資料館を、調査・研究が行える調査拠点となるよう環境を整えます。」と記載したのだと思う。そして、p. 58の基本方針1の③の措置番号10に「東海道市部宿歴史民俗資料館整備事業」という措置が入ったと思う。ちなみに、p. 49の基本方針1の③の最後に「環境を整えます」とあるが、これはハード面とソフト面のどちらの整備のことか。

事務局：ソフト面の整備である。

B委員：建替え等を含めたハード面の整備については厳しいということか。

事務局：現状では厳しいため、まずは収蔵庫の整備とした。

B委員：財源が全て市費となっているが、市はこれだけの財源負担は可能なのか。

事務局：内容によると思われる。

B委員：当然、補助金等も視野に入れることになると思うが、地域計画にはどの程度明記することが可能なのか。

事務局：p. 58以降にある措置表に財源を記載しているが、最終的にはこの表から削除する予定である。p. 57の「措置表の見方」に【財源】について記載しているため、ここに書いてあれば補助金を使うことは可能だと聞いている。

B委員：p. 57に明記さえしていれば、p. 58以降から掲載しなくても問題ないということでした。

A委員：p. 58の「①文化財の把握調査」と「③文化財の調査・研究」に「新規」と記載されている措置がある。特に「少菩提寺遺跡調査」が「新規」となっていることが気になる。これまでは開発に伴って調査を行うことが多かったが、措置に書かれている調査とは、現時点で遺跡と分かっている範囲内を調査するということか。

事務局：具体的に何ができるかは今後検討したいと考えている。少菩提寺遺跡は中世寺院の跡と考えられているため、具体的な調査の内容は今後詰めていきたい。

A委員：菩提寺地域に住んでいるものとしては、少菩提寺遺跡の調査をしてほしいと思っている。地域計画に記載されているということは、今後具体的に行動してもらえると
いうことか。

事務局：令和9年度以降にまず何ができるかを考え、調査を行っていくことになる。

B委員：少菩提寺遺跡は史跡であるが、保存管理計画を含めてこれまで計画は作られていないのか。

事務局：個別の管理計画がある文化財は平松のウツクシマツ自生地だけである。

B委員：本来は計画策定から整備までの流れを作るところから始めるべきである。そのため、史跡の整備を含めた事業を立ち上げると言って良いと思うが、いかがか。「国指定史跡の活用を目指した事業を計画します。」という措置の方が良いと思う。

G委員：基本方針1の②について、第6章では市民からの意見を集めて湖南省らしさを新たに見出すという方針が挙げられている。しかし、第7章では「伝える」ということを主内容とした措置が挙げられているため、文化財講座事業を通して文化財を「知る」ということについて何を想定しているのか、事業概要から読み取りにくい。どのようなことを想定しているのか。

事務局：講座等を通じてみんなで湖南省の文化財について知るという趣旨で記載している。

G委員：p. 48にある方針では「市民とともに文化財を掘り起こす活動」としているため、それに対応する措置があれば良い。

E委員：講座というと知識を伝えるということになる。

事務局：文化財講座の一環としてまちあるきを行っているため、そのようなことをしながらみんなで文化財を知るということを想定している。

E委員：そのような趣旨が文章として読み取れるように事業概要を修正されると良い。現状の概要だと勉強会を行うと捉えてしまう。

B委員：基本方針1は委員からのご意見をもとに修正を進めていただきたい。

第7章全体に「みんな」という文言が出てくるが、昨今、行政側の負担が大きくなり、これ以上文化財の指定件数を増やしたくないという流れがある。しかし、文化財を保存することが大切であるため、行政がみんなにアプローチして何かを行うという考え方よりも、文化財を軸にしてみんなが楽しめるような措置を行い、文化財の保存・活用の主体をみんなに移せるような考え方が必要ではないか。成功している整備事例として、草刈りや簡単な修繕等の維持管理を地元の方が楽しく行っているところがある。こういうところでは最初に行政がきっかけを作り、そこから地元の方が集まって活動するようになり、その活動に対して行政が補助をするという流れになっている。地域計画の各所に「みんな」という言葉が使われているが、文化財の保存・活用に携わる方を育成するという視点も必要である。もちろん学校教育との連携は大事であるが、文化財講座を核にしてそこから展開していく考え方を持つことも大事ではないか。具体的に文言としてどのように反映

させるかは検討いただきたいが、そのような考え方も考慮いただきたい。

「基本方針2 文化財をみんなで守る」について、ご意見等いかがか。

D委員：p. 59の措置番号17の実施期間がR9～18となっている。防災は喫緊の課題であるため、体制の構築は前期に終わらせ、それを継続していく形にしないといけないのではないか。R18まで伸ばすのであれば、構築以降に行うことも記載しないと取組として遅いと思う。資料館整備事業が前期で終わるのであれば、この整備事業の中に「防災拠点としての機能を整備する」とあるため、つじつまを合わせた方がよいのではないか。

事務局：災害発生初期から復興までを含めた体制を考えるよう文化庁からも意見をいただいているため、段階的にどのような体制を整えていくかも含めて考えていきたい。

F委員：p. 55の3～4行目に「郷土愛を高めることを目的として」とあるが、郷土愛を高めることが目的ではないと思う。子どもたちが文化財について色々なことを知って地域に親しんでいき、その結果として地域を好きになるのであれば分かるが、冒頭から何も行わずに郷土愛を高めることを目的とすることに違和感を覚える。子どもも大人も一緒に集って文化財を保存していくことに参加するという仕組みを作った方が、今後のためになると思う。

p. 46の10～11行目に「一方で、地域で文化財を守る人々の高齢化や、開発に伴う移住者の増加といった社会構造の変化により、文化財の適切な保存・継承が困難になりつつあります。」とあるが、この書き方は失礼ではないか。開発に伴い移住してきた人たちもともに地域のことを学んで湖南省を好きになってもらうということなら分かるが、これでは弊害になっているという意味に受け取れてしまう。

事務局：社会構造の変化についての説明ではあるが、誤解を招かない表現を検討する。

H委員：p. 55の3～4行目について、教育方針では「ふるさと意識の醸成」という言葉を使っている。教育現場では「ここがふるさとなんだ」という思いを育てていき、そこから郷土を愛する気持ちを高めることにつなげている。湖南省にはこのような素晴らしいものがあり、地域の人が守ってきたということを伝え、ふるさと意識を高めている。平松のウツクシマツ自生地の見学等は策定中の教育方針に入れている。

事務局：「平松のウツクシマツ自生地を実際に見学した子どもが、「良かったため祖父母も案内したい。」と言っていた。」という話も聞いた。

H委員：学校には、転入してきた子どもや外国籍の子どもがいる。そういった子どもたちにも、湖南省が誇れるものとして平松のウツクシマツ自生地のような文化財を大事にしてもらえるよう教育を行っているため、文言を検討していただきたい。

B委員：「ふるさと意識の醸成」は良い言葉だと思う。

G委員：p. 46の10～11行目にある「社会構造の変化により、文化財の適切な保存・継承

が困難になる」について、社会構造の変化に伴い、従来の方法での継承が難しいという考えで書いていると思うため、「文化財の保存継承について新たな在り方を模索する必要があるが生じている」という表現に変えれば良いのではないか。

B委員：事務局でもう一度表現を検討してほしい。

事務局：p. 46 で設定した将来像は「地域のつながりに支えられた『湖南省らしさ』をみんなで守り育て、未来へつなぐまち」で良いか。

B委員：これで良いと思う。p. 59 の④の措置番号 10 について、資料館はソフト面での整備を考えていると先ほど話があったが、防災拠点の機能整備はどのように考えているか。

事務局：まず収蔵庫にある資料を整理し、有事の際に一時預かりできるスペースを作りたいという趣旨で「整備」という言葉を使用している。また、今後国土強靱化施策として補助金がもらえるようにしていきたいと考えている。

B委員：文化財防災として考えているということか。

事務局：予算的にハード面での整備は厳しいため、まずソフト面での整備から行っていききたいと考えている。

B委員：現状の施設を利用した文化財防災の拠点としての整備をきっかけに、今後は地域防災へと発展させていきたいということか。

事務局：市の防災計画でも、災害時に家屋の倒壊等によって未指定の古文書等が消失しやすいため、その際に資料館が避難場所となるように整備していきたいと考えている。

B委員：今後想定される、文化財に関わる社会的な環境変化に対応できるような文言が、できるだけ計画に入っていた方が汎用性は高くなる。事務局で想定される課題や、委員の先生方の地元等で今後起こり得る課題があれば、計画に入れていく必要があると思う。

C委員：市が行うことは現状書いてあるが、地域で行っていることも措置に書いてあれば動きやすいし、「みんなで守る」ということの裾野が広がると思う。

B委員：とても大事な視点だと思う。所有者や地域の方々が、文化財を守るために行う活動のバックグラウンドとなる措置があると良い。

C委員：②の措置番号 13 の「文化財の適切な保存・活用を」の後に「地域とともに」という文言を入れると裾野が広がると思う。

G委員：④の措置番号 14 に「助言や指導を行います。」とあるため、大概のことはそのことに含まれると思うが、通常時から保存維持や防災・防犯として対策できることを所有者・管理者に伝える機会を設けてはどうか。他県では防火・防犯の日常管理のパンフレットを作成し、配布している事例もある。市に相談すべき事案や、普段の備えの簡単な説明、有事の際の連絡先リスト等、どこまで具体的に記載するか検討は必要であるが、防災・防犯の日常管理に関する助言も含んだ文言が良いと思う。現状幅広く意味を捉えられる書き方をしているため、そこに防災・防犯の日常管理に

関することも入るとは思う。

B委員：措置番号 17 に関わると思うため文言の調整をしてほしい。

G委員：措置番号 17 に「国や文化財防災センター、滋賀県と連携」とあるが、管理者と地域と行政を繋いだネットワークを構築するという文言にすれば良いと思う。

B委員：その方針で文言の修正をしてほしい。

「基本方針 3 文化財をみんなに伝える」について、ご意見等いかがか。措置番号 20、21 にインバウンドを含めた「多文化共生」という言葉が入っているが、現在の外国人居住者の人数はどれくらいか。

事務局：p. 52 に「本市の外国人市民の人口は令和 4 年（2022）12 月現在で 3,508 人」と記載している。

B委員：外国人居住者にも地域の文化財を守る活動に加わってもらうなど、外国人居住者も「みんな」の中に入るという視点が必要だと思う。「伝える」ことから始めて、そこから広げていけるような形で記載できると良い。歴史理解と交流を深めると同時に担い手にもなっていただくことを見越すような文言があれば良いと思う。

G委員：②の措置番号 22 について、電子データの公開がホームページ上での公開に限定した書き方になっているが、他の公開を含めるような書き方にした方が選択肢も増えると思う。例えば信仰や防犯の問題で、調査報告書等ホームページで公開することについて躊躇される所有者・管理者がいるかもしれない。ホームページも含めた公開というように選択肢を増やした書き方をし、例えば資料館に来ていただければ閲覧できるなどの段階を設けられるようにしておくのと運用の幅が広がるのではないか。

C委員：湖南省にはブラジル人が多いが、地域のコミュニティにうまく入れていない。そのため、うまくコミュニティに入れるようコーディネートしている人がいる。その人が寺に来られ、外国人への対応が可能となり、湖南省に住むブラジル人も地域に関わる良い機会にもなるため、観光シーズンに寺の説明のボランティアとして何人かブラジル人を雇ってこないかという話を持ち掛けてきた。面白そうな話であるため、早ければ今年の秋から行うことを検討している。このような活動も措置番号 20、21 に落とし込めると裾野が広がると思うため、湖南省に住んでいる外国人に対して情報発信を行うだけではなく、地域に混ざってもらうような文言が入ると良いと思う。

B委員：措置番号 20 の「歴史理解と交流」に「参加」という文言を追加してはどうか。また、措置番号 21 にも「参加」という言葉を入れると良いのではないか。外国籍の子どもたちの地域活動等への参加については、どのような形で進んでいるのか。

H委員：外国籍の子どもであらうとなかろうと、地域の行事には同じ児童ということで参加してもらっている。

B委員：教育の場では公平に地域活動に参加してもらっているのであれば、文化財の方でも

その方向性で良いだろうし、子どもたちの方が簡単に受け入れられるだろう。

H委員：小さい時から一緒に育っているため、子どもたちの方が心理的な垣根がないと感じる。外国籍の子どもたちも日本の子どもたちも同じだと考えている子の割合も、他市に比べて高いのではないかと思う。特に水戸地域では外国籍の子どもの割合が多いが、神社仏閣がない地域であるため、学校発信で全児童が参加する水戸まつりを校内で開催し、大事に維持してきた。そのような共生社会になれば良いと思う。

B委員：学校教育の方が外国人に対する考え方が先に進んでいるため、参考になることが多い。

事務局：他の地域にあるようなまつりが水戸地域になかったため、子どもたちにまつりを経験させたいということから水戸まつりができた。水戸まつりはこれから水戸地域の文化や歴史になっていくと思う。

H委員：水戸地域では子どもたちは受け身ではなく、主体となってまつりを進めていると思う。

I委員：①の措置番号18、19について、まちづくり協議会等では文化財のパフレットを作成しているが、教育委員会ではほとんど作成していない。このような地域が行っている活動は措置に入っていないのか。

B委員：重要なお指摘である。「地域とともに」ということが伝わるような表現を検討してほしい。

G委員：基本方針3の「文化財をみんなに伝える」の「みんな」について、他の基本方針では市民を想定していると思うが、基本方針3の「みんな」は市外の人も想定していると思う。他の基本方針と「みんな」の意味合いを揃えて、「みんなで伝える」にした方が良いのではないか。

事務局：「みんなで伝える」にすれば行政だけではなく、地域の活動や外国人に対する活動も入れられる。市内外に文化財の価値を発信できていないことが課題になっているため、伝える対象は市内外の両方を含む。

B委員：市民で文化財に興味がない人にも伝えるという視点も必要であるため、「みんな」は市内外の両方を含んだものにした方が良いだろう。

E委員：基本方針3の「伝える」は情報伝達の意味であるため、文化財を後世に継承するという意味ではないと思う。事務局としてどちらの意味で使用するのか。

事務局：湖南市にはこのような文化財があるということを市内外の人に伝えていくという意味で使用している。

D委員：継承するという意味では、基本方針2に該当するのか。

事務局：基本方針5になると思う。

E委員：「みんなで」に変更するならば、「伝える」という言葉を変える必要がある。対象が市内か市内外かによると思う。

B委員：対象が市内外の両方なので「みんなに」が良いと思うが、いかがか。

G委員：第5章と基本方針全体で「みんな」の意味が揺れていることが気になる。

B委員：計画全体で一貫性が出るように、「みんな」という文言の意味を第5章等で明確にしてほしい。

次に「基本方針4 みんなで活かす」について、ご意見等いかがか。

D委員：②について、単に文化財講座等で伝えるだけではなく、伝える人材を育成するような取組があっても良いと思う。観光協会やまちづくり協議会の取組を支援するという措置を入れてほしい。取組主体の行政に◎が付いている措置ばかりであるため、もう少し地域との連携を入れた方が良い。

B委員：取組主体の地域に◎がつくような措置があると良いと思う。文化財を守る活動を行う人を育成し、ともに文化財を守る体制を検討するもしくは構築するといった文言が入ると良い。①に整備に関して課題に思っていることがあれば、ここに措置として入れておいた方が良いと思う。またお気づきの点等あれば事務局にご連絡いただきたい。

次に「基本方針5 文化財をみんなでつなぐ」に進みたい。人材育成については、基本方針4と5の両方に、市民活動とのかかわりを深めるという文言で入れると良いと思う。

H委員：措置番号25について、「学校現場」ではなく、「学校教育」の方が良いと思う。

I委員：現状、平松のウツクシマツ自生地の見学について、学校で行っているのか。学校の方はあまり関心がないのか、最近見学に行っているという話を聞いていない。

事務局：小学3年生の児童が見学に来ている。商工観光労政課と農林振興課で行っている。

B委員：②に大学等との連携を視野に入れた措置があると良い。措置番号28には教育委員会になった後の問題も含めてほしい。

A委員：菩提寺北小学校と菩提寺小学校の6年生が、菩提寺地域の歴史や文化財を調査して歴史パネルを作成し、菩提寺まちづくりセンターのロビーで今月末まで展示している。以前は、全て手書きだったが、去年くらいからインターネットで調べた情報を印刷して貼るようになった。そのため、間違っただけの情報をそのまま載せてしまっている。学校側も作成する時間があまり取れないのかもしれないが、実際に現地で実物を見て手書きで作成していた頃はもっと良いものが作られていたため、せっかく時間をかけて行っているのにもったいないと感じている。

B委員：実物に触れて、実物の面白さや楽しさを知れば、そこから情報を得るようになってしまうと思う。学校教育と実物に触れることとの連携が図れるような方向に向かうことが理想であると感じる。学校との連携が基本方針5の①で強調されると良いと思う。

先ほどの話であるが、再掲でも構わないため、基本方針5に地域の方々との連携の中で担い手を養成するという措置を加えていただくと良い。

滋賀県：実施期間について、計画期間10年を前期・後期に分けているが、短期・中期・長

期という分け方もある。現状、措置番号 10 だけが前期となっているため、もう少しメリハリをつけた方が良い。

また、財源がほぼ市になっているが、国の補助金を使えるものもあるため、そのようなものも入れてほしい。

基本方針 3 の「みんな」では、市民は取組主体ではなく、他の基本方針の「みんな」では、市民は取組主体であるため、その点からも「みんな」という言葉の意味が揺れていると思う。

B 委員：「みんな」については、市民か市民以外かだけではなく、市民ではあるが主体か主体ではないかの違いもあると思うため、言葉の整理をしてほしい。計画期間についても検討いただき、次回の協議会でもう一度議論したいと思う。

次に第 8 章に進みたい。何かご意見等あるか。

滋賀県：文化庁から、p. 65 の図 17 について、現地・現場で携わる人を行政の青枠の中に入れてほしいため、この枠から国を外すようにという指摘があった。その点は修正いただきたい。

事務局：修正させていただく。県はそのままで良いか。

滋賀県：県はそのままで良い。

事務局：では、行政の青枠から国を外し、県はそのままにする。平松のウツクシマツ自生地の保存活用計画で作成した図では、国・県は指導・助言を行うため、外側に出し、湖南市に向けて矢印を入れていた。

滋賀県：地域計画では国は外すが、県はそのままで良いと思う。文化庁から、防災の項目で国の役割を書いてほしいという指摘があった。

B 委員：「1. 計画の推進体制」は、今後体制が変わるため、審議が難しい。p. 64 の地域の欄は不足等特にないか。抜けている団体等あれば事務局に後日連絡いただきたい。

「2. 防災・防犯の体制」はご意見等いかがか。路傍にある文化財だと所有者が分からないことがあるため、所有者や管理者だけではなく地域とも情報を共有してほしい。文化財レスキューの体制との整合性はいかがか。

事務局：関西で建造物に関する体制ができていると聞いている。被害を受けた場合、まず市町は県に報告し、県から要請して文化財レスキューの派遣が決まれば、その関西の体制と市町の担当者がやり取りすることになると思う。

B 委員：文化財レスキューのネットワークとの関係性を組み込めるか検討したうえで、次回もう一度審議したいと思う。

次に「3. 計画の進捗管理」についてご意見等いかがか。計画の進捗管理はどこが行うのか。

事務局：計画の進捗管理は「(仮称)文化財保存活用地域計画協議会」が行う。

B 委員：そのことについて計画のどこかに明記されているのか

D委員：p. 62 の措置番号 27 にある。

F委員：p. 64 の審議会・協議会の欄にも「(仮称) 湖南省文化財保存活用地域計画協議会」とある。

B委員：地域計画の変更はどのような手続きで行うのか。

事務局：p. 66 の「3. 計画の進捗管理」に記載したが、計画期間の変更や文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更は、文化庁長官へ変更認定の手続きが必要である。それ以外の軽微な変更は、県を経由して文化庁に報告することになっている。計画を変更した場合、「月変更」と記載することになるが、何度も変更すると格好は良くないと思う。

B委員：県内で計画を変更した事例はあるか。

滋賀県：軽微な変更はある。変更は、協議会で承認を得て行うことになる。

事務局：計画期間の5年を過ぎた時点で中間見直しを行うため、その時点で変更すべきという意見が協議会からあれば、県に相談することになる。

B委員：計画の最後にある資料編は参考資料ということで良いか。

事務局：参考資料である。関連計画の概要や指定等文化財一覧、参考文献一覧等を掲載している。他に追加した方が良い資料等のご意見はあるか。

B委員：未指定文化財一覧には全ての未指定文化財を掲載しているのか。それとも抜粋か。

事務局：全ての未指定文化財を掲載している。

B委員：各地域で過不足ないか確認いただき、次回の協議会でご意見等いただきたい。全体を通してご意見等あるか。

F委員：p. 68 の第3期湖南省教育振興プランの「地域計画に関連する施策等」の欄にある「○公立図書館の充実」に、「地域資料の保存活用に向けてデジタル・アーカイブ化を進めます。」とあるが、本来は歴史民俗資料館の仕事ではないか。令和4年の博物館法の改正で、デジタル・アーカイブ化が強調されており、無視できない。そのため、歴史民俗資料館の措置にデジタル・アーカイブ化のことも入れてほしい。
p. 69 の湖南省景観計画について、湖南省に景観審議会があることを入れておくべきだと思う。

B委員：デジタル・アーカイブ化については、MLA 連携として博物館・図書館・文書館の3つが連携して行うことを国が進めているため、ご検討いただきたい。

滋賀県：計画の進捗管理がうまくいかず、困っている自治体がよく見られる。歴史的風致維持向上計画を策定している自治体では、進捗管理がしっかりと行われているため、参考にすると良い。

資料編の未指定文化財一覧に「人物の功績に関するもの」という種別があり、石碑等が挙げられているが、記念物等に振り分けられないのか。

事務局：種別を「人物の功績に関するもの」としている文化財については、文化庁からも6類型に振り分けられるものはそこに振り分けてはどうかと指摘を受けている。未

指定文化財の種別については改めて検討する。

◆その他

事務局：次回の第6回協議会は2月9日（月）になるため、よろしくお願ひしたい。何かお気づきの点があれば、事務局までメールいただきたい。